

電子入札システム —よくある質問—

【Q1】ICカードの名義はどうなりますか？

【A1】 次の3パターンの名義での登録が可能です。

- ①参加者名簿に登録されている者の代表者(以下、「代表者」という)
- ②代表者から入札、見積及び契約に関する権限について年間委任状により委任を受け、本市に届出ているもの(受任者)
- ③代表者から代理人として電子入札に関する入札、見積についての権限の委任を受けた者(ICカードの登録前に委任状の提出が必要)

【Q2】ICカードは何枚登録できますか？

【A2】 利用者登録さえしていただければ、とくにシステム上の枚数制限はありません。

また同一のパスワードで、複数のカードを登録することができます。
入札途中でICカードを換えた場合でも本市の電子入札システムでは、その入札は有効です。
ただし、他の公共発注機関では、無効となる場合があるので注意してください。

【Q3】他の公共発注機関に登録したICカードでも使用できますか？

【A3】 A1の3パターンいずれかの名義であれば使用可能です。

【Q4】ICカードの所有枚数は？

【A4】 電子入札参加途中でICカードが何らかの理由でICカードリーダーで読み込めないなどの障害に対応するため、2枚以上の所有を推奨します。

また、パソコンについても障害などに対応するため、2台以上のJAVA設定を推奨します。
本市では電子入札案件で紙による入札の参加は認めていません。

【Q5】ICカードの名義人・住所等の変更に伴う、ICカードの使用は？

【A5】 電子入札案件の参加期間中、ICカードの名義人・住所等の変更に伴う、

ICカードの使用について、疑義のある方は、
「契約検査課」(072-924-3834)にお問い合わせください。

【Q6】ICカードがカードリーダーで読み込めない？

【A6】 電子入札参加途中でICカードが何らかの理由でICカードリーダーで読み込めないなどの障害時は購入した各認証事業者にお問い合わせください。

【Q7】電子入札システム利用時に時間が表示されない？

【A7】 JAVAの設定ができていないことが原因と思われます。

購入した各認証事業者にお問い合わせください。

【Q8】電子入札システムにアクセスできない？

【A8】 様々なケースが考えられますので、「契約検査課」(072-924-3834)または、
「電子入札システムコールセンター」(0120-332-638)にお問い合わせください。
「八尾市入札契約情報ホームページ」—「緊急連絡」若しくは「八尾市ホームページ」で
公表している場合もありますのでそちらもご覧ください。

【Q9】登録番号・商号又は名称がわからない？

【A9】 「八尾市ホームページ」—「事業者の方へ」—「入札/契約」—「入札参加者名簿」
にて公開していますので、そちらをご覧ください。

【Q10】「利用者登録」「電子入札の参加」方法がわからない？

【A10】「八尾市入札契約情報ホームページ」―「操作マニュアル」で操作方法を公開していますので、そちらをご覧ください。

【Q11】電子くじのロジックについて？

【A11】「八尾市入札契約情報ホームページ」―「よくある質問」で公開していますので、そちらをご覧ください。

【Q12】JVでの参加について？

【A12】入札の参加条件でJVの参加が認められている場合は、「八尾市入札契約情報ホームページ」―「よくある質問」で公開していますので、そちらをご覧ください。